

安全・衛生 — じゃーなる — Journal

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろビル4F TEL011-272-8855 FAX011-272-8880 発行責任者：緑川 義昭

136

2017.06



7月1日～7日は 全国安全週間

安全に向け 職場の意思統一 総点検の実施を！

全国安全週間は、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、昭和3年から一度も中断することなく続き、今年で90回目を迎えます。

厚生労働省は3月末に、平成29年度「全国安全週間」の実施要綱を発表。平成28年度の労働災害について、死亡災害は2年連続で1000人を下回ると見込んでいるものの、28年11月から29年2月までの死亡災害については前年同月と比べて増加しているとしています。また、休業4日以上之死傷災害は27年度を上回るとの見方を示しています。要因としては、①基本的な安全管理の取り組みが労働者に徹底されていないこと、②第三次産業において多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者が不在で安全活動が低調なこと、などを上げています。こうした状況を踏まえ、今年の全国安全週間は、次のスローガンもと取り組みを進めるとしています。



2017年度スローガン

組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化

安全文化を醸成するため、各事業所では、次の事項を実施します。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

①安全衛生活動の推進

- ・安全衛生管理体制の確立（計画の策定やマニュアルの整備等）
- ・職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等（各層別の教育、特に未熟練労働者に対する教育の充実等）

- ・自主的な安全衛生活動の促進（職場巡視、4S活動、KY活動、ヒヤリ・ハット等の活動の充実等）
- ・リスクアセスメントの普及促進（機械設備等の安全化、作業方法の改善等）

②業種の特性に応じた労働災害防止対策（第三次産業、陸上貨物運動業、建設業、林業の防止対を特記）

③業種横断的な労働災害防止対策

- ・転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）（危険の「見える化」の実施等）
- ・交通労働災害防止対策（災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発等）
- ・非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策（雇入れ時教育の徹底・内容の充実等）
- ・熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）

（厚生労働省 平成29年度 全国安全週間実施要領より）



暑さにそなえ 予防対策を 熱中症は起こさせない！

近年、猛暑日の増加とともに熱中症の発生数が増加しています。地球温暖化が進むことで熱中症はさらに増えるとみられています。熱中症は、高温多湿な環境を主因とし、皮膚血管の拡張による血圧低下や脳への血流が悪くなったり、脱水や血液中の塩分の減少などから、「立ちくらみ」や「痙攣」、「頭痛」や「嘔吐」などといったさまざまな症状をあらわします。熱中症の分類と対処法は右図のようになっています。個人差はありますが、高齢者ほど体温機能の調節が低下するなど神経系の反応が鈍くなり、体内の水分量が減少して末梢血管の動脈硬化などによって、熱中症にかかりやすくなるといわれています。また、肥満者、糖尿病や耐糖能に異常がある人や神経作用薬を内服している人は、皮膚血流の減少、血管拡張機能の低下、血管内の脱水、発汗作用の抑制から熱中症を起こしやすくなっているため、自分の体の状態や体調を普段から把握しておくことが大切です。

熱中症の分類と対処方法

重症度	症状	対処法
I度	めまい、失神（立ちくらみ） 筋肉のこむらえり 手足のしびれ 気分が悪い	涼しいところで休ませる 水分・塩分を補給 誰かがついて見守り、症状がよ くならなければ病院へ
II度	頭痛・吐き気・倦怠感（だるい） 虚脱感（力が入らない） 軽い意識障害（なんとなく意識が おかしい）	Iの処置に加え、体を冷やす 自力で水分をとれない場合や、 症状が良くならなければ病院へ
III度	II度の症状に加え 意識がない けいれん 呼びかけに対する返事がおかしい 体が熱い 肝機能障害・腎機能障害・血液凝固 障害（※これらは医療機関で判断）	ただちに救急車を要請（119） 到着するまで、涼しい場所へ移 動し、安静を保つ 体が熱い場合は、保冷材などで 冷やす

職場における熱中症は、厚労省が平成29年3月末に発表した過去5年間の調査結果から見ると平成24年以降死傷者数は400人から500人で推移し、減少していません。また、死亡者数は、多い年は30人を超えるなど、24年からの累計は100人を超えています。業種別では建設業の発症が最も多く、続いて製造業、警備業で発症者が多くなっています。

5年間の熱中症の死傷者数の推移					
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
熱中症による死傷者数	440	530	423	464	462
うち死病者数	21	30	12	29	12

職場における熱中症発生のハザード（有害要因）として、①高温多湿、無風や輻射熱など暑熱な環境、

②身体負荷の高い作業、③長時間連続する作業や不十分な休憩、④通気性や透湿性の悪い服装や装備、⑤水分や塩分を摂取しにくい状況、⑥休憩場所の不備、⑦管理体制の不備、などがあります。こうしたリスクの低減や払拭が熱中症を未然に防ぐことにつながります。職場内での点検活動や業務中の互いの声掛けや観察、熱中症に関する知識を身につけることなどが大切です。また、万が一に備えて、救急搬送する医療機関の連絡体制を整備しておくことも必要なことです。


熱中症対策としてこまめに水分補給を行うことは重要なことですが、発汗は塩分も失うことから水分だけの補給では、塩分が不足して、「こむらがり」など筋肉痙攣や筋肉痛を引き起こし、飲み物によっては脱水を助長するものもあります。熱中症予防と飲み物の種類との関係を右図に掲載します。(安全スタッフ参照)

参考 予防のための情報を現場内で見える化した

熱中症予防に適した飲み物とダメな飲み物
水分・ナトリウム・カリウム・塩分をバランスよく摂取

■おススメ
 ○経口補水液 ⇒熱中症対策BEST
 ○スポーツドリンク ⇒糖分に注意
 ○冷たい味噌汁 ⇒塩分・水分補給と体を冷やす役割

■それダメ
 △麦茶 塩分がないので現場作業には不適
 ×お酒 利尿作用により水分を失う
 ×コーヒー・お茶 カフェインに利尿作用あり
 △甘いジュース 急性の糖尿病になる可能性あり
 ×牛乳 体温を上げて発汗を増やす




過労死防止学会第3回大会

過労死ゼロをめざして！

過労死防止学会第3回大会は、5月20～21日まで東京で開かれました。学会は、2014年に「過労死等防止対策推進法」が制定されたことを契機に、調査研究による効果的な過労死防止対策に取り組むことを目的に設立されました。今大会は、1日目「特別シンポジウム」、2日目午前「分科会」等の日程で行われました。特別シンポジウムは、「若者に広がる過労自殺の原因と対策」をテーマに、川人弁護士、広瀬産業医、澤路新聞記者の3人が基調的な報告を行いました。これを受けて、中澤新聞記者、過労自死遺族の父親、NPO法人POSSEの今野代表が論評・報告し、会場からの意見もまじえて論議が進みました。

広瀬産業医は、医師・医学生を対象にした「過労死・過重労働」の研修会を通して、予防活動をすすめた取り組み、澤路新聞記者は1990年代の「電通自死」と高橋まつりさんの自死を対比し、「今の若者は労働市場の強者から弱者に変わった」と若者が軽視されている状況について報告しました。

とりわけ、印象的だったのは、採用1年目で自死した高橋まつりさんの「電通事件」を取り上げた川人弁護士の報告でした。高橋さんの自死は、長時間労働による鬱（うつ）と上司によるパワハラが原因と分析しています。特に、電通には過度な精神主義、年次支配、本務以外の業務や違法な労務管理などがあったことを指摘し、過労死は長期間労働に加えて、労働の質や不規則性、業務への負担、ハラスメントや人間関係など、プラスαの力が加わって起こると強調しています。単に長時間労働だけに注目するのではなく、そのプラスαをも分析して今後の教訓にすべきとしました。

また、家族や友人など会社という共同体の外にいる人たちは、会社の中に入れられない仕組みになっていて、相談だけでは悩み苦しむ人を救うことは難しい。会社に対して具体的に何らかの行動を取ることが必要と言っています。電通には組合が存在したものの、専従者がいなかったことを取り上げ、就業規則や36協定を変えさせるなど、労働環境改善に向けた労働組合の働きかけや機能強化を求めています。また、専門性の高い産業医の育成や確保などとともに、労働時間法制等の規制や改正、メディアによる社会的言説の形成など、過労死や過労自殺を出させない運動の必要性を強く訴えています。

基調的報告を受けて、中澤新聞記者は、過重労働や過労死は人権問題であるとし、防止には法の規制や

学校での労働者教育、求人時の入り口規制などが必要としました。公務員であった子息を過労自殺で失った父親は、適正な労務管理がされていない公務員の勤務実態の問題について言及し、「命より大事な仕事」はないと訴えました。NPO法人POSSEの今野代表は、精神的に追いつめて長時間労働を受容させる「虐待型管理」など、人格破壊による労務管理の実態を明かし、ブラック企業など「悪意のある企業」に対しては厳しい措置をとるべきと主張しています。

会場との意見交換では、労働時間の把握、労務管理、ストレスチェックの評価、労働組合の役割、ハラスメントの防止などが中心でした。特に、労働時間について、「自発性」よりも「強制」によって行われている残業の実態、固定残業代制や残業隠しが横行している状況から、長時間労働解消に向けてパソコンやメールなど電磁的記録を使って残業隠しを是正する具体的な取り組みが必要との声がありました。労働組合については、職場をオープンにすること、安全衛生委員会を設置して、職場で残業はどうなっているのか労使で議論し、人間の良好な関係性の構築も含めて職場改善を図ることが重要としました。また、雇用対策や健康保持に向けた労働時間管理の法制化、ハラスメントやいじめに対する法整備など積極的に働きかけていくべきとしました。さまざまな人な人が出会い、つながり合い、いろいろな分野や方面から過労死や過労自殺、その背景にあるさまざまな問題について真剣に考え、過労死ゼロに向けて社会全体で取り組まなければならないと改めて考えさせられました。（北海道勤労者安全衛生センター 緑川事務局長が参加）

第4分科会「教員と公務員の老無災害」に参加して

第4分科会「教員と公務員の労務災害」に参加し、過労死や過労自殺した4人の教職員の遺族から報告を受けました。業務が一人に集中し、長時間労働に起因する脳疾患で過労死した40代の男性中学校教員。荒れた学校で懸命な学習・生徒指導にもかかわらず対教師暴力を受け心身ともに疲弊して自死した50代の女性中学校教員。学級経営がうまくいかず管理職からの批判やパワハラを受け、保護者からの苦情もあり新採用1年目で自死した小学校女性教員。普通学級から初めて特別支援学級の担任となり、わずか1年目で新設する支援学校に移動するなど職場環境の変化とパワハラにより自死した40代小学校女性教員。これら遺族からの報告は、親族をなくした喪失感、悲しみや苦しみ悔しさ、憤りがにじみ出ていました。

報告で共通していたのは、忙しく荒廃した学校での学習や生徒指導のむずかしさ、教職員の子どもたちへの指導に対する意志統一や組織的な対応のなさ、教職員相互の支援・協力体制の欠如と当該教師の孤立、管理職の無理解やハラスメント、曖昧な労務管理、多様な業務と超過勤務や持ち帰り残業などにより、身体的にも精神的にも追いつめられて過労死・自殺に至っていることでした。

勤務実態と同様に、管理職を通さないと公務上災害認定の申請できないなど、申請手続きの複雑さや証拠集めの難しさ、公務上認定とさせないような地方公務員災害基金の動きなどから裁判にまで発展するケースもあり、どれも認定まで数年から十年近くを要し、やっと認定をさせていることも共通しています。

公務災害の認定のため、管理職の公正な対応、申請手続きの簡素化、認定の迅速化、地方公務員災害基金の正確な事実関係の把握と対応などは大変重要ですが、いかにして労務災害や過労死を出させないかが最も大切なことです。報告は、教職員の労働時間法制の認識を希薄化させる給特法の問題を指摘しています。学校では、小学校3割、中学校で6割の教職員が月80時間の「過労死ライン」を超える長時間労働によって、個々が分断され、孤立しています。教職員がいのちや健康、暮らしを守り、学級経営や悩みなどを互いに相談し支え合えるような関係を築き、充実した教育活動を行うには、長時間労働の解消は喫緊の課題であり、労働時間法制を曖昧にしている「給特法」の見直しや「教職員定数法」の改善、少人数学級の早期実現は急務と考えさせられました。

給特法とは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の略。教員に月額一律4%の教職調整額を支給する代わりに、労基法37条の適用を除外し、時間外や休日、深夜の割増賃金については支給しないことを規定。